

令和9年度税制改正に関する要望

令和 8 年 9 月
日本証券業協会
資産運用業協会
全国証券取引所協議会

「貯蓄から投資、その先へ」のスローガンの下に進めてきた取組みは、株式市場における歴史的な活況や、成人の4人に1人が開設するほどのNISA口座数の増加、家計における現預金比率のかつてない低下など、幅広い分野で大きな前進を遂げています。

また、資産運用立国の更なる推進に向け、資産運用サービスの高度化・アセットオーナーの機能向上への期待が高まる中、投資運用業、投資一任業、投資助言・代理業など幅広い資産運用ビジネスについて一体的な発展を図るため資産運用業協会が発足しました。

加えて、非上場株式に関する新たな勧誘制度の創設、社債の活用拡大に向けた政策検討への参画においても進展がみられています。

しかし、いまだ家計金融資産の半分近くは預貯金に滞留しており、企業の持続的な成長に向けた資金供給、インフレ経済下における家計の安定的な資産形成双方の面で取り組むべき課題は多くあります。

折しも、本年度の政府の「日本成長戦略」において、2040年度にはGDPが1,100兆円に迫るという試算が示され、「金融を通じた潜在力の解放」として、2040年までに家計金融資産に占める株式、投資信託、債務証券の割合を40%にするという目標が掲げられました。証券市場を通じて我が国経済の成長と豊かな国民生活に貢献するという我々証券業界・資産運用業界の役割はかつてなく高まりつつあります。

「貯蓄から投資、その先へ」の実現を確かなものとするため、その真価を遺憾なく発揮すべく全力で取り組んでまいります。

つきましては、令和9年度（2027年度）税制改正に関し、NISA制度の更なる利便性向上を図ること、世代間の資産承継を円滑にするため上場株式等の相続税に係る相続税評価額等を見直すこと、金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置を講ずること等、以下の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA 制度の更なる利便性向上等

- ① NISA 制度が「貯蓄から投資へ」の流れを促進するものであることを踏まえ、施策の推進を図ること

例えば、投資商品の入替えをしやすくするための非課税保有限度額の当年中の復活や、様々な資産運用ニーズに応えるための対象商品の拡充等といった利便性向上に取り組むこと

(注)制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

- ② 対象商品や NISA 口座への受入れ等の要件の見直し、事務手続の簡素化等の NISA 制度の利便性向上のための所要の措置を講ずること
- ③ NISA に係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること

- 拠出限度額の引上げ
- 「キャッチアップ拠出」の創設
- 特別法人税の撤廃
- 老齢給付金の受給要件の緩和
- 受給開始年齢上限の引上げ
- 生涯拠出枠の創設(中長期的な課題)

- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること

- 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和
- 災害等のやむを得ない事情がある場合に限り中途引出しを可能とすること
- 財形年金貯蓄から iDeCo への移換を可能とすること
- 中途退職に伴う退職一時金等について企業型 DC 又は iDeCo への移換を可能とすること

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る相続税評価額等の見直し

- ① 世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること
- ② 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- ③ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 金融所得課税のあり方

- 金融所得課税の対象となる課税口座の利用者の年収は 500 万円未満の者が約3分の2(66%)を占め、30代以下を含めすべての世代で NISA 口座を上回る買付をしていること
- 金融所得課税の強化により個人が保有する株式が大きく売られることから、金融所得課税の強化は、「貯蓄から投資へ」の流れを大きく妨げ、成長資金の供給の障害となるため、行わないこと

Ⅳ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること
(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 金融所得を勘案する諸制度については、「貯蓄から投資へ」という資産運用立国の施策の流れを阻害しないよう十分に配慮すること
- ③ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

V スタートアップを支援するための税制措置

1. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- ① 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
 - J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
- ② スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずること

2. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

VI 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

- ① 上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ③ 発行体から通知される交付金銭等情報等の過誤や外国株式の剰余金支払後の原資変更等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における所得又は損失とみなす取扱いとすること
- ④ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること
- ⑤ 源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ 外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃又は緩和すること
- ④ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとする

3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例について、以下の措置を講ずること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること
 - 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から 20 年間としている期間を恒久化又は延長すること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
 - ペイスルー課税特例の対象資産に系統用蓄電池を含めること
- ② 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT 等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ③ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- ④ 不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置並びに住宅及び土地に関する税率の軽減措置を延長すること
- ⑤ 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度を延長すること
- ⑥ 投資法人等が規約等に従い特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること
- ⑦ 投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること
- ⑧ セキュリティトークン化匿名組合出資持分の課税区分を見直すこと

4. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- 従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

5. 事務手続の簡素化及び効率化

- ① 税制適格ストックオプション行使時の個人番号の通知の廃止又はみなし告知制度を導入すること
- ② 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

6. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

7. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

VII サステナブルファイナンス推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

以 上